

新 旧 対 照 表

旧	新
用地調査等業務共通仕様書	用地調査等業務共通仕様書
目 次	目 次
第1章 ～第3章 中略	第1章 ～第3章 中略
第4章 用 地 測 量	第4章 用 地 測 量
第1節 境界確認	第1節 境界確認
第50条 公共用地境界の打合せ	第50条 公共用地境界の打合せ
第51条 資料の作成及び立会い	第51条 資料の作成及び立会い
第52条 境界確定後の図書の作成	第52条 境界確定後の図書の作成
第53条 立会い準備	第53条 立会い準備
第54条 復元測量	第54条 復元測量
第55条 境界立会いの画地及び範囲	第55条 境界立会いの画地及び範囲
第56条 境界立会い	第56条 境界立会い
第2節 境界測量	第2節 境界測量
第57条 用地測量の基準点	第57条 用地測量の基準点
第58条 境界測量	第58条 境界測量
第59条 用地境界仮杭の設置	第59条 用地境界仮杭の設置
第3節 面積計算の範囲	第3節 面積計算の範囲
第60条 面積計算の範囲	第60条 面積計算の範囲
第4節 用地実測図等の作成	第4節 用地実測図等の作成
第61条 用地実測図等の作成	第61条 用地実測図等の作成
第62条 不動産調査報告書の作成	第62条 不動産調査報告書の作成
第5節 関係官公庁への手続き等	第5節 関係官公庁への手続き等
第62条の2 関係官公庁への手続き等	第62条の2 関係官公庁への手続き等
第5章 ～第13章 中略	第5章 ～第13章 中略
第14章 地盤変動影響調査等	第14章 地盤変動影響調査等
第1節 調 査	第1節 調 査
第152条 地盤変動影響調査	第152条 地盤変動影響調査
第153条 調査	第153条 調査
<u>第153条の2 (新設)</u>	<u>第153条の2 水準測量</u>
第154条 費用負担の要否の検討	第154条 費用負担の要否の検討
第2節 算 定	第2節 算 定
第155条 費用負担額の算定	第155条 費用負担額の算定

<p>第3節 費用負担の説明</p> <p>第156条 費用負担の説明…………… 48</p> <p>第157条 概況ヒアリング等…………… 49</p> <p>第158条 説明資料の作成等…………… 49</p> <p>第159条 権利者に対する説明…………… 49</p> <p>第160条 記録簿の作成…………… 49</p> <p>第161条 説明後の措置…………… 50</p> <p>第15章 管理担当課への引継図書の作成</p> <p>第162条 公図等の転写…………… 50</p> <p>第163条 公図等転写連続図作成…………… 50</p> <p>第164条 土地の登記記録調査…………… 50</p> <p>第165条 実測平面図等の整理…………… 50</p> <p>第166条 土地買取調書の作成…………… <u>50</u></p> <p>第16章 写真台帳の作成</p> <p>第167条 写真台帳の作成…………… 51</p> <p>第17章 土地調書及び物件調書の作成等</p> <p>第168条 土地調書等の作成…………… 51</p> <p>成果物一覧表 様式第1号～第22号</p> <p>別記1 不動産調査報告書記載要領</p> <p>別記2 土地評価業務処理要領</p> <p>別記3 (欠番)</p> <p>別記4 (欠番)</p> <p>別記5 事業認定申請図書作成要領</p>	<p>第3節 費用負担の説明</p> <p>第156条 費用負担の説明…………… <u>49</u></p> <p>第157条 概況ヒアリング等…………… 49</p> <p>第158条 説明資料の作成等…………… 49</p> <p>第159条 権利者に対する説明…………… 49</p> <p>第160条 記録簿の作成…………… 49</p> <p>第161条 説明後の措置…………… 50</p> <p>第15章 管理担当課への引継図書の作成</p> <p>第162条 公図等の転写…………… 50</p> <p>第163条 公図等転写連続図作成…………… 50</p> <p>第164条 土地の登記記録調査…………… 50</p> <p>第165条 実測平面図等の整理…………… 50</p> <p>第166条 土地買取調書の作成…………… <u>51</u></p> <p>第16章 写真台帳の作成</p> <p>第167条 写真台帳の作成…………… 51</p> <p>第17章 土地調書及び物件調書の作成等</p> <p>第168条 土地調書等の作成…………… 51</p> <p>成果物一覧表 様式第1号～第22号</p> <p>別記1 不動産調査報告書記載要領</p> <p>別記2 土地評価業務処理要領</p> <p>別記3 (欠番)</p> <p>別記4 (欠番)</p> <p>別記5 事業認定申請図書作成要領</p>
--	---

第1章 総 則

(敷地使用実態の調査)

第124条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第条の調査114結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
 - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
 - (4) 工場立地法（昭和年34法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 次のいずれかにおける建物等の配置との関係
 - (1) 前条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
 - (2) 第113条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
 - (3) 第104条第2号（2）の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- 六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

(中 略)

第153条の2 (新 設)

(以下略)

第1章 総 則

(敷地使用実態の調査)

第124条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第条の調査114結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
 - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
 - (4) 工場立地法（昭和年34法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 次のいずれかにおける建物等の配置との関係
 - (1) 前条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
 - (2) 第113条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
 - (3) 営業要領第2条第1項第1号イの移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- 六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

(中 略)

(水準測量)

第153条の2 地盤変動影響調査算定要領第9条第2項の水準測量は、事前調査及び事後調査時において、既存の基準となる点（公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件）から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選点・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点については検測し使用することとし、任意の点の設置及び建物基礎等の計測にあたっては、往復観測するものとする。

- 一 観測手簿
- 二 計算簿
- 三 点の記
- 四 その他必要と認められる書面及び図面

2前項により難しい場合は、監督職員の指示により必要な調査を行うものとする。

(以下略)